

まんのう町選挙管理委員会告示 64 号

令和 8 年 8 月 30 日 執行の香川県知事選挙における期日前投票所を公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 48 条の 2 第 6 項において読み替えて準用する同法第 39 条の規定により、次の場所に設ける。

令和 8 年 8 月 13 日

まんのう町選挙管理委員会 委員長 秀石 修二

期日前投票所名	期日前投票所を設ける場所	期日前投票所を設ける期間
まんのう町役場 3 階大会議室	まんのう町吉野下 430 番地	令和 8 年 8 月 14 日～ 令和 8 年 8 月 29 日
琴南総合センター	まんのう町川東 1496 番地 1	令和 8 年 8 月 20 日
まんのう町役場 琴南支所	まんのう町造田 1974 番地 1	令和 8 年 8 月 21 日

まんのう町選挙管理委員会告示第 65 号

令和 8 年 8 月 30 日執行の香川県知事選挙における各投票区の投票所を、公職選挙法（昭和 25 年法律 100 号）第 39 条の規定により、次の場所に設ける。

令和 8 年 8 月 13 日

まんのう町選挙管理委員会 委員長 秀石 修二

投票区名	投 票 所 設 置 場 所	
第 1 投票区	まんのう町炭所西 7 7 4 番地	長炭地区活性化センター
第 2 投票区	まんのう町長尾 1 5 8 2 番地	長尾会館
第 3 投票区	まんのう町吉野 1 7 8 0 番地 1	吉野公民館
第 4 投票区	まんのう町岸上 1 0 8 番地	勤労青少年ホーム
第 5 投票区	まんのう町吉野下 4 3 0 番地	まんのう町役場
第 6 投票区	まんのう町羽間 1 9 3 7 番地 2 ・ 3	羽間集会場
第 7 投票区	まんのう町東高篠 9 3 番地 1	高篠公民館
第 8 投票区	まんのう町造田 1 9 7 4 番地 1	まんのう町役場琴南支所
第 9 投票区	まんのう町中通 8 7 5 番地	琴南公民館
第 1 0 投票区	まんのう町川東 1 4 9 6 番地 1	琴南総合センター
第 1 1 投票区	まんのう町川東 2 7 4 8 番地 6	川奥集会場
第 1 2 投票区	まんのう町七箇 1 5 4 6 番地 1	春日公民館
第 1 3 投票区	まんのう町帆山 9 0 番地	帆山公民館
第 1 4 投票区	まんのう町新目 1 5 6 1 番地 1	新目小国会館
第 1 5 投票区	まんのう町宮田 7 5 1 番地 4	旧仲南北幼稚園

まんのう町選挙管理委員会告示第 66 号

令和 8 年 8 月 30 日執行の香川県知事選挙につき、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）
第 40 条第 1 項ただし書の規定により、投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和 8 年 8 月 13 日

まんのう町選挙管理委員会 委員長 秀石 修二

期日前投票所名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
琴南総合センター	午前 8 時 30 分	午後 5 時 00 分
まんのう町役場琴南支所	午前 8 時 30 分	午後 7 時 00 分

投票区名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
第 10 投票区	午前 7 時 00 分	午後 6 時 00 分
第 11 投票区	午前 7 時 00 分	午後 6 時 00 分

まんのう町選挙管理委員会告示第67号

令和8年8月30日執行の香川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和8年8月13日

まんのう町選挙管理委員会委員長 秀石 修二

期日前投票所名	投票管理者			投票管理者の職務を代理すべき者		
	住所	氏名	職務を行うべき日	住所	氏名	職務を行うべき日
まんのう町役場 3階大会議室	まんのう町	秀石 修二	8月14日	まんのう町	朝倉 智基	8月14日
	まんのう町	青野 進	8月15日	まんのう町	阿宅 伸一郎	8月15日
	まんのう町	中矢 実	8月16日	まんのう町	朝倉 智基	8月16日
	まんのう町	田中 淳	8月17日	まんのう町	朝倉 智基	8月17日
	まんのう町	秀石 修二	8月18日	まんのう町	朝倉 智基	8月18日
	まんのう町	青野 進	8月19日	まんのう町	朝倉 智基	8月19日
	まんのう町	中矢 実	8月20日	まんのう町	朝倉 智基	8月20日
琴南総合センター	まんのう町	田中 淳	8月20日	まんのう町	阿宅 伸一郎	8月20日
まんのう町役場3階大会議室	まんのう町	秀石 修二	8月21日	まんのう町	朝倉 智基	8月21日
まんのう町役場 琴南支所	まんのう町	田中 淳	8月21日	まんのう町	黒川 哲也	8月21日
まんのう町役場 3階大会議室	まんのう町	青野 進	8月22日	まんのう町	阿宅 伸一郎	8月22日
	まんのう町	中矢 実	8月23日	まんのう町	朝倉 智基	8月23日
	まんのう町	青野 進	8月24日	まんのう町	朝倉 智基	8月24日
	まんのう町	秀石 修二	8月25日	まんのう町	朝倉 智基	8月25日
	まんのう町	田中 淳	8月26日	まんのう町	朝倉 智基	8月26日
	まんのう町	田中 淳	8月27日	まんのう町	朝倉 智基	8月27日
	まんのう町	中矢 実	8月28日	まんのう町	阿宅 伸一郎	8月28日
	まんのう町	青野 進	8月29日	まんのう町	朝倉 智基	8月29日

まんのう町選挙管理委員会告示第68号

令和8年8月30日執行の香川県知事選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和8年8月13日

まんのう町選挙管理委員会委員長 秀石 修二

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1投票区	まんのう町	平田 浩二	まんのう町	谷川 貴彦
第2投票区	まんのう町	鈴木 正俊	まんのう町	浦山 知靖
第3投票区	まんのう町	末久 誠	まんのう町	川田 智基
第4投票区	多度津町	黒木 正人	まんのう町	宮武 博文
第5投票区	まんのう町	松本 学	まんのう町	栗田 雅人
第6投票区	まんのう町	平田 友彦	まんのう町	篠原 朋紀
第7投票区	まんのう町	溝淵 浩一	まんのう町	香川 純二
第8投票区	まんのう町	河野 正法	丸亀市	黒川 栄二
第9投票区	まんのう町	萩岡 一志	まんのう町	大森 千夏
第10投票区	まんのう町	森 薫	まんのう町	三好 剛司
第11投票区	まんのう町	藤原 道広	まんのう町	山口 はるえ
第12投票区	まんのう町	宮武 真理	まんのう町	横関 智之
第13投票区	高松市	松下 信重	まんのう町	齋部 陽子
第14投票区	まんのう町	橋田 勇人	丸亀市	三島 輝代
第15投票区	まんのう町	白川 忠幸	まんのう町	藤岡 弘美

まんのう町選挙管理委員会告示第69号

令和8年8月30日執行の香川県知事選挙における開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和8年8月13日

まんのう町選挙管理委員会委員長 秀石 修二

開票区名	開 票 管 理 者		開票管理者の職務を 代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
まんのう町 開票区	まんのう町	秀石 修二	まんのう町	中矢 実

まんのう町選挙管理委員会告示第70号

令和8年8月30日執行の香川県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所を次のように定める。

令和8年8月13日

まんのう町選挙管理委員会 委員長 秀石 修二

- 1 場所 まんのう町役場

まんのう町選挙管理委員会告示第71号

令和8年8月30日執行の香川県知事選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

令和8年8月13日

まんのう町選挙管理委員会 委員長 秀石 修二

- 1 場所 まんのう町役場
- 2 日時 令和8年8月28日 午前9時00分

まんのう町選挙管理委員会告示第72号

令和8年8月30日執行の香川県知事選挙において公職選挙法（昭和25年法律100号）第175条第3項本文の規定による候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

令和8年8月13日

まんのう町選挙管理委員会 委員長 秀石 修二

- 1 日時 令和8年8月13日 午後6時00分
- 2 場所 まんのう町役場

まんのう町選挙管理委員会告示第73号

令和8年8月30日執行の香川県知事選挙におけるまんのう町開票区の開票の日時及び場所は、次のとおりとする。

令和8年8月13日

まんのう町選挙管理委員会 委員長 秀石 修二

- 1 日時 令和8年8月30日 午後8時50分
- 2 場所 まんのう町四条公民館